

(名称及び事務所)

第1条 本会は、広島県へき地教育研究部会と称する。事務所は、会長の指定する学校に置く。

(目的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県へき地・小規模校の教育関係者の資質の向上と学校教育活動を促進し、教育技術の向上につとめ、もって、へき地・小規模校教育の改善・充実に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 複式学級の学習指導の研究促進
2. 研究文書の交換及び発刊
3. 必要な研究調査
4. 教育研修
5. 研究発表会、研究集会、講習会等の開催
6. 各教育機関との連絡
7. 有益な研究及び研究指定校の研究助成
8. その他目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内小・中学校の教職員で構成する。
2 会員になろうとする者は、別に定めるところにより会長に申し出る。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 理事 若干名
4. 幹事 2名 幹事1名は会計係を担当する。
幹事1名は新聞・図書係を担当する。

5. 監事 2名

2 役員は、役員会で選出する。

3 役員は校長の職にある者でなければならない。

(役員職務)

第6条 役員職務は次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたとき、その職務を代理し、または代行する。
3. 理事は、理事会の構成員として必要な決議を行い、会長の指示によってこの会の業務を分担して行う。
4. 幹事は、会長の指示により会の業務を処理し、会議に出席して意見を述べることができる。
5. 監事は、本会の会計を監査する。

(顧問・参与)

第7条 顧問・参与は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 顧問・参与は、会長諮問に答えるとともに、本会の業務について指導助言をなし、すべての会議に出席して意見を述べることができる。

(任期)

第8条 役員任期は1年とする。ただし再選を妨げない。

- 2 欠員または増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会・理事会及び役員会とする。

(総会)

- 第10条 本会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき臨時総会を招集することができる。また、理事の半数以上から会議の目的を示して要求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。
- 2 総会は、加盟校数の半数以上の代表者の出席をもって成立する。
 - 3 総会は、次のことを議決する。
 1. 本会の事業および会計の承認
 2. 規約の改定
 3. 役員承認
 4. その他必要な事項

(理事会)

- 第11条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 理事会は、理事の3分の1以上の出席をもって成立し、会長が総裁する。
 - 3 理事会は、次の事項を議決する。
 1. 本会の事業運営に関する事項
 2. 総会より委任された事項
 3. その他必要な事項

(役員会)

- 第12条 会長は、本会の運営等について協議が必要な場合は役員会を招集できる。
- 2 役員会は、会長・副会長・幹事及び事務局長・事務局次長で構成する。
 - 3 役員会においては、次のことを審議決定する。
 1. 事業計画及び報告に関すること。
 2. 予算及び決算に関すること。
 3. その他、必要な事項に関すること。

(会計)

- 第13条 本会の運営経費は、会費・その他の収入をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり、翌年3月末日をもって終わる。

(除名)

- 第14条 会員が教育研究会及び本会則の目的に反する行為を行った場合、理事会の4分の3以上の賛成により除名することができる。

(会則改正)

- 第15条 この会則の改正は、理事の4分の3以上の同意及び広島県教育委員会の承認を得なければならない。

(その他)

- 第16条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

- 附 則 この会則は平成12年6月19日から施行する。
この会則は平成19年4月1日から改正施行する。
この会則は平成20年4月1日から改正施行する。
この会則は平成23年6月17日から改正施行する。
この会則は平成25年5月13日から改正施行する。

なお、この会則の施行にあたっては、この会の前身である広島県へき地教育研究連盟規約の趣旨を十分尊重する。